

平成29年9月30日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
産業保健理事 濱名 哲郎

労働安全衛生法の基づく健康診断の適正な実施について

標記の件につきまして、神奈川県労働局より、神奈川県医師会を通じ通知がございましたので、お知らせいたします。

また、ホームページにもアップロードしておりますのでご覧ください

29 神 医 899 号
平成 29 年 9 月 6 日

郡市医師会会長 殿

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

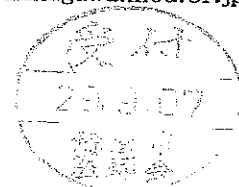
労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして神奈川県労働局より本職宛てに周知依頼がまいりましたのでご送付いたします。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員に対する周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
保険医療学術課 担当:深澤
横浜市中区富士見町3-1
TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp



神勞基発0821第2号
平成29年8月21日

(公社) 神奈川県医師会 会長 殿

神奈川労働局 労働基準部長



労働安全衛生法に基づく健康診断の適正な実施について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」といいます。）に基づく定期健康診断等の今後の取扱いについては、今般新たに平成29年8月4日付け基発0804第4号（以下「局長通達」といいます。）により示したところであり、今後局長通達に基づいて適正に実施されるようお願いいたします（なお、健診項目の新たな取扱いについては、平成30年4月1日以降に実施する定期健康診断等から局長通達により実施されるようお願いいたします。）。

特に、健康診断項目の省略については局長通達の記の7（1）に示したところですが、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であることに十分留意されるようお願いいたします。

また、精度管理については局長通達の記の7（2）に示したところですが、健康診断が適正に行われ、その結果が有効に活用されるためには、健康診断の精度が担保されていることが重要です。「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第242号。以下「指針」といいます。）においては、健康増進事業実施者（労働安全衛生法の健康診断を実施する事業者が含まれます。）は、健診を実施する際には、指針に定める精度管理（内部精度管理及び外部精度管理）を行うよう努めることとされており、このうち外部精度管理については、健康増進事業実施者は、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健診について必要な外部精度管理を実施するよう努めることとされています。さらに、指針においては、健康増進事業実施者は、健診の実施を委託する場合には、委託先が精度管理を適切に実施しているか等適切な管理を行うこととされています。

また、健康診断を健康診断機関に委託するに当たっては、委託先における指針に定める精度管理を含め適正な定期健康診断等の実施が確保されるよう、委

託契約の内容には十分留意していただく必要があります。

ついては、貴会におかれましても、貴会会員事業場に対して、健康診断項目の省略に係る適切な取扱い及び的確な精度管理の実施など、定期健康診断の適切な実施につき周知いただくよう特段の配慮をお願いいたします。

また、必要に応じて下記及び「参考」を御参照くださいますようお願いいたします。

記

1. (公社)全国労働衛生団体連合会では、精度管理調査に参加した健康診断施設を対象に毎年、①労働衛生検査精度管理調査、②臨床検査精度管理調査、③胸部エックス線検査精度管理調査、④腹部超音波検査精度管理調査を実施しており、さらにこれら調査に⑤付帯事項及び内部精度管理等の調査の結果を加えた総合精度管理調査結果(各種制度管理調査に参加した各健康診断機関毎の調査結果一覧を含む)を毎年、全国労働衛生団体連合会HP等で公表しているので参考とされますようお願いいたします。

また、全国労働衛生団体連合会が発行しているパンフ「健康診断はどこで受診しても同じでしょうか」(別紙のとおり)についても、有効に活用されるようお願いいたします。

※(公社)全国労働衛生団体連合会 HP

○公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 > 総合精度管理事業 > 総合精度管理事業とは

<http://www.zeneiren.or.jp/management/index.html>

○総合精度管理事業参加施設評価結果→全衛連総合精度管理調査結果の概要

<http://www.zeneiren.or.jp/pdf/3-02.pdf>

2. 平成28年8月、当局が独自に取り組んだ「労働安全衛生法等に基づく各種健康診断の実施状況に関する調査」の結果をとりまとめ、当局HP(※)で公開している「労働安全衛生法等に基づく各種健康診断実施状況調査等によって把握した各種健康診断実施機関・団体一覧表」も併せて活用されるようお願いいたします。

※ 神奈川労働局 HP

○ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係【安全課・健康課】 > 法令・制度 > 労働安全衛生法等に基づく各種健康診断の検査項目と実施機関等一覧表について【健康課】

労働安全衛生法等に基づく各種健康診断の実施機関・団体等について

http://kanagawa-roudoukyoku.isite.mhlw.go.jp/hourei_seido/tetsuzuki/anzen_eis/ei/hourei_seido/kenkikan.html

神医受

第1523号

19.8.23

神奈川労働局

労働安全衛生法に基づく健康診断の精度管理について

1 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第242号:「健康診査等指針」)[抄]〔平16-6-14〕

第二 健康診査の実施に関する事項

2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理（健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。）及び外部精度管理（健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。）を適切に実施するよう努めること。

3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、標準物質が存在する健診項目については当該健診項目に係る標準物質を用いるとともに、次に掲げる事項を考慮した規定を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。

（一）～（七）（略）

4 健康増進事業実施者は、検査値の精度等が保証されたものとなるよう健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に行うこと、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理の実施に努めること。

5 健康増進事業実施者は健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。

※健康増進実施事業者：健康増進法第6条に掲げる健康増進事業実施者をいい、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施する事業者が含まれる。

2 標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】(平成25年4月厚生労働省健康局) 第2編第2章(5)測定値の精度管理

○ 健診機関は、検査測定値について十分な精度管理を行うことが必要である。

- 内部精度管理、外部精度管理について、健診実施者は、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第242号)における精度管理に関する事項に準拠して、精度管理を行うものとする。

①内部精度管理 (健診機関内で同じ測定値が得られるようにすること)

健診機関内において、健診の実施における検体の採取・輸送・保存、測定、検査結果等について、管理者の配置等管理体制、実施手順、安全性の確保等の措置を講じるように務め、検査値の精度を管理する。

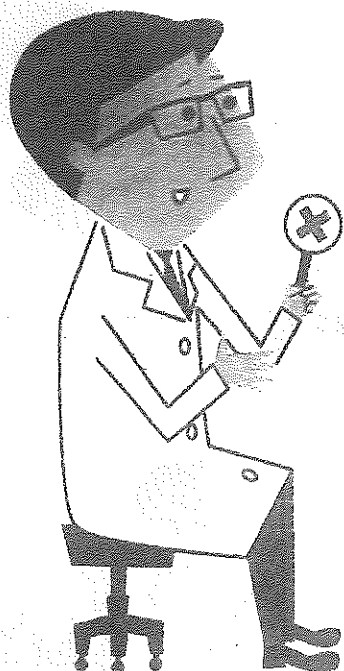
②外部精度管理 (健診機関間でも同じ測定値が得られるようにすること)

日本医師会、日本臨床衛生検査技師会、全国労働衛生団体連合会等が実施している外部精度管理調査を少なくとも1つは定期的に受け、検査値の精度が第三者によって管理されているようにする。

健康診断は どこで受診しても 同じでしょうか

健診機関に
良いも悪いも
ないでしょ

いいえ。
大切な社員の
健康診断。
健診機関選びが
重要なんです。



健康診断はどこで受けても同じ？

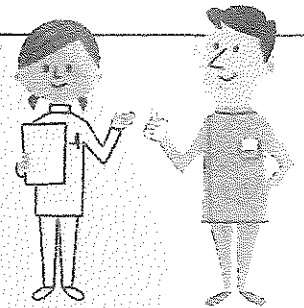
皆さんは、健康診断はどこで受けても同じとお考えではありませんか？

製品の品質などと同様、健康診断も健診機関によって

その品質やサービス内容は大きく異なります。

大切な健康診断、優良な健診機関をおすすめします。

Good Quality!



優良な健診機関とは？ 全衛連が推奨する健診機関が大切にしていること

健康診断品質の維持・向上を図る仕組みが機能している

- ヒューマンエラー防止のための体制が整備され、ダブルチェックが徹底されていること
- 各種検査の精度管理がしっかりと行われ、第三者機関の実施する外部評価においても優良な成績を修めていること
- PDCAサイクルに則った継続的な改善活動が実行されていること

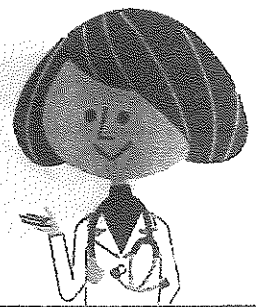
健康診断スタッフの能力向上に積極的に取り組んでいる

- 健康診断に従事するスタッフ(専門職)に対し、学会認定資格の取得などを奨励し、より高度な知識とスキルを有する専門家を計画的に育成していること
- 専門職以外の職員も含め、全職員に能力向上のための教育プログラムを用意し、実行していること

健康診断結果を踏まえたサービスが充実している

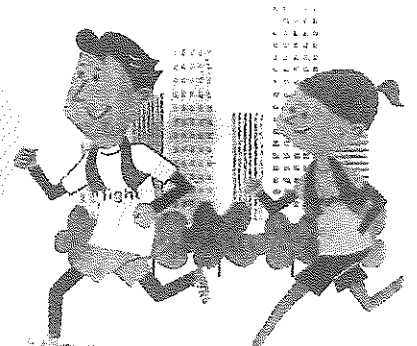
- 健康診断結果が迅速に報告され、結果説明が適切に行われること
- 事業者からの要求に応じて健康診断結果の分析、データの提供などに対応できること
- 受診勧奨、保健指導などのフォローアップができること

That is the point!



優良な健診機関選びが「健康経営」の第一歩です

労働者の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組む「健康経営」が提唱されています。優良な健診機関は、労働者の健康課題の把握、心とからだの健康づくりに向けた必要な対策の検討など「健康経営」実現のための具体的な取り組みについて、事業者の相談に対応します。



優良な健診機関を選ぶ チェックポイント

下記は健康診断の実施、結果報告、事後のフォローなどの各段階において、精度はもちろん、高品質な健康診断を提供するために必要と考えられる項目です。

これらに取り組んでいれば最高品質の健康診断が提供されているといいでしょう。健診機関の選定において料金は重要な要素ですが、チェックポイントに挙げた項目にも留意して、健診機関を選定することをお勧めします。

検査項目の追加など、希望する内容に対応できるか

健診機器の多くをレンタルに依存していないか

医師、看護師など健診スタッフの多くが非正規職員になっていないか

(巡回健診の場合) 健診会場設営基準があるか・当該基準はプライバシーへの配慮は適切か

次の検査について、

第三者が実施する精度管理に

参加し、優良な評価を得ているか

臨床検査(血液・尿)

胸部エックス線検査

腹部超音波検査

マンモグラフィ検査

(特殊健診の場合) 労働衛生検査

胸部エックス線検査の読影は、胸部エックス線検査の読影士が実施しているか

※腹部超音波検査の読影は、超音波検査士の読影士が実施しているか

※マンモグラフィ検査の読影は、マンモグラフィ検査士の読影士が実施しているか

胸部エックス線、胃部エックス線、マンモグラフィの検査画像の読影は

異なる医師による二重読影を実施しているか

検査画像は、必要な場合、過去画像との比較読影を実施しているか

※胸部エックス線検査画像の読影は、胸部エックス線検査士の読影士が実施しているか

※胃部エックス線検査画像の読影は、胸部エックス線検査士の読影士が実施しているか

※腹部超音波検査の読影は、超音波検査士の読影士が実施しているか

※マンモグラフィ検査画像の読影は、マンモグラフィ検査士の読影士が実施しているか

※乳房超音波検査の読影は、乳房超音波検査士の読影士が実施しているか

医師、保健師・看護師、技師などに対する能力向上教育を定期的実施しているか

また、外部研修に積極的に参加させているか

医師、保健師・看護師、技師などの学会活動を支援しているか

学会認定資格などを取得している健診スタッフが適正に配置されているか(*1)

Check

裏面に
続きます。



- 健診結果を2週間以内、遅くても3週間以内に報告できるか
- 健診結果報告書の今回、過去データの表示が見やすく、わかりやすいか
(健診結果報告書のサンプルを確認)
- 健診結果報告書のコメント(アドバイス)がわかりやすいか(健診結果報告書のサンプルを確認)
- 受診者に対し健診結果の説明を行っているか
- 労働者のフォローアップに必要な次の一覧表を提出できるか [未受診者一覧、要保健指導対象者一覧、
要精密検査対象者一覧、労災二次健診対象者一覧、要受診・要治療対象者一覧など]
- 健診結果を踏まえた保健指導が実施できるか(保健指導実施体制の確認)
- 健診結果を事業者指定フォーマットに変換して提供できるか
- 個人情報保護の取組みがしっかりとできているか(標準作業書またはマニュアルなどを確認)
- 健診結果について分析し、事業者提供しているか
- 広報誌などを作成し、事業者定期的に情報提供しているか
- 料金表を公表しているか
- 労災二次健診、特殊健康診断が実施できるか
- ストレスチェック後の医師面接指導に対応できるか
- 産業医、労働衛生コンサルタント、衛生管理者などの有資格者が配置されているか
- (※2)

(※1)の学会認定資格は、全衛連ホームページ

で確認できます。

(※2)の施設認定については

で確認できます。

◎健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針(平成16年厚生労働省告示第242号)

健康増進法(平成14年法律第103号)第9条第1項の規定に基づき、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針を次のように定めたので、同法第9条第3項の規定に基づき公表する。

健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針

第一 基本的な考え方

健康診査は、疾病を早期に発見し、早期治療につなげること、健康診査の結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導(運動指導等生活習慣の改善のための指導を含む。以下同じ。)等を行うことにより、疾病の発症及び重症化の予防並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する観点から実施するものである。

現在、健康診査、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導等は、健康増進法第6条に掲げる各法律に基づいた制度において各健康増進事業実施者により行われているが、次のような現状にある。

- 1 制度間で健康診査における検査項目、検査方法等が異なる場合がある。
- 2 精度管理が適切に行われていないため、検査結果の比較が困難である。
- 3 健康診査の結果が、受診者に対する栄養指導その他の保健指導、必要な者に対する再検査、精密検査及び治療のための受診並びに健康の自己管理に必ずしもつながっていない。
- 4 健康診査の結果を踏まえた集団に対する健康課題の明確化及びそれに基づく栄養指導その他の保健指導が十分でない。
- 5 健康診査の結果等(栄養指導その他の保健指導の内容を含む。以下同じ。)が各健康増進事業実施者間で継続されず、有効に活用されていない。
- 6 健康診査の結果等に関する個人情報保護について必ずしも十分でない。

また、このような状況の中、平成十七年四月に、メタボリックシンドロームの我が国における定義及び診断基準が日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本肥満学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会及び日本内科学会から構成されるメタボリックシンドローム診断基準検討委員会において策定された。この定義及び診断基準においては、内臓脂肪の蓄積に着目し、健康診査の結果を踏まえた効果的な栄養指導その他の保健指導を行うことにより、過栄養により生じる複数の病態を効率良く予防し、心血管疾患等の発症予防に繋げることが大きな目標とされた。

このため、この指針においては、各健康増進事業実施者により適切な健康増進事業が実施されるよう、健康診査の実施、健康診査の結果の通知、その結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導の実施等、健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続

の在り方及び個人情報取扱について、各制度に共通する基本的な事項を定めることとする。

各健康増進事業実施者は、健康診査の実施等に当たり、個人情報の保護等について最大限に配慮するとともに、以下に定める事項を基本的な方向として、国民の健康増進に向けた自主的な取組を進めるよう努めるものとする。

なお、この指針は、必要に応じ、適宜見直すものとする。

第二 健康診査の実施に関する事項

一 健康診査の在り方

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の対象者に対して、その目的、意義及び実施内容について十分な周知を図り、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康診査の実施等により対象者が自らの健康状態を把握し、もって生涯にわたる健康の増進に資するように努め、未受診者に対して受診を促すよう特に配慮すること。例えば、壮年期においては、内臓脂肪の蓄積を共通の要因として、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧の状態が重複した場合に、心血管疾患等の発症可能性が高まることから、これらの発症及び重症化の予防に資するものとする。また、その際は、身長、体重及び腹囲の検査、血圧の測定、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査並びに血糖検査を健康診査における検査項目に含むものとする。
- 2 健康増進事業実施者は、生涯にわたる健康の増進の観点等から、健康診査の実施について、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、他の制度で健康診査が実施された場合の対応等、各制度間及び制度内の整合性を取るために必要な相互の連携を図ること。
- 3 健康増進事業実施者は、関係法令を踏まえ、健康診査における検査項目及び検査方法に関し、科学的知見の蓄積等を踏まえて、必要な見直しを行うこと。
- 4 健康増進事業実施者は、各制度の目的を踏まえつつ、健康診査における検査項目及び検査方法を設定又は見直す場合、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた健康課題に対して配慮するとともに、科学的知見の蓄積等を踏まえて、疾病の予防及び発見に係る有効性等について検討すること。
- 5 健康増進事業実施者は、健康診査の検査項目について受診者にあらかじめ周知するとともに、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、受診者が希望しない検査項目がある場合、その意思を尊重すること。また、法令上の実施義務が課されている検査項目を除き、特に個人情報の保護等について最大限に配慮することが望ましい検査項目があるときには、あらかじめ当該検査項目の実施等につき受診者の同意を得ること。

二 健康診査の精度管理

1 健康増進事業実施者は、健康診査の精度管理(健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)が生涯にわたる個人の健康管理の基盤として重要であることにかんがみ、健康診査における検査結果の正確性を確保するとともに、検査を実施する者や精度管理を実施する者が異なる場合においても、受診者が検査結果を正確に比較できるようにすること。また、必要のない再検査及び精密検査を減らす等必要な措置を講じることにより健康診査の質の向上を図ること。

2 健康増進事業実施者は、健康診査を実施する際には、この指針に定める内部精度管理(健康診査を行う者が自身で行う精度管理をいう。以下同じ。)及び外部精度管理(健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。以下同じ。)を適切に実施するよう努めること。また、当該精度管理の実施状況を当該健康増進事業の対象者に周知するよう努めること。

3 健康増進事業実施者は、健康診査の実施に関する内部精度管理として、標準物質が存在する健診項目については当該健診項目に係る標準物質を用いるとともに、次に掲げる事項を考慮した規程を作成する等適切な措置を講じるよう努めること。

- (一) 健康診査の実施の管理者の配置等管理体制に関する事項
- (二) 健康診査の実施の手順に関する事項
- (三) 健康診査の安全性の確保に関する事項
- (四) 検査方法、検査結果の基準値、判定基準等検査結果の取扱いに関する事項
- (五) 検体の採取条件、検体の保存条件、検体の提出条件等検査の実施に関する事項
- (六) 検査用機械器具、試薬、標準物質等の管理について記録すること及びその記録を保存することに関する事項
- (七) 検査結果の保存及び管理に関する事項

4 健康増進事業実施者は、検査値の精度等が保証されたものとなるよう健康診査に関する外部精度管理として、全国規模で実施される外部精度管理調査を定期的に受けること、複数の異なる外部精度管理調査を受けること等により、自ら実施する健康診査について必要な外部精度管理の実施に努めること。

5 健康増進事業実施者は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して前二号に規定する内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施するよう要請するとともに、当該内部精度管理及び外部精度管理を適切に実施しているかについての報告を求める等健康診査の実施につき委託先に対して適切な管理を行うこと。

6 健康増進事業実施者は、研修の実施等により健康診査を実施する者の知識及び技能の向上を図るよう努めること。

第三 健康診査の結果の通知及び結果を踏まえた栄養指導その他の保健指導に関する事項

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の実施後できる限り速やかに受診者に健康診査の結果を通知すること。
- 2 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を本人に通知することにとどまらず、その結果に基づき、必要な者には、再検査、精密検査及び治療のための受診の勧奨を行うとともに、疾病の発症及び重症化の予防又は生活習慣の改善のために栄養指導その他の保健指導を実施すること。栄養指導その他の保健指導の内容には、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣の改善を含む健康増進に関する事項、疾病を理解するための情報の提供を含むこと。
- 3 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施に当たっては、健康診査の結果(過去のものを含む)、健康診査の受診者の発育・発達の状況、生活状況、就労状況、生活習慣等を十分に把握し、生活習慣の改善に向けての行動変容の方法を本人が選択できるよう配慮するとともに、加齢による心身の特性の変化などライフステージや性差に応じた内容とすること。例えば、壮年期においては、内臓脂肪の蓄積を共通の要因として、糖代謝異常、脂質代謝異常、高血圧の状態が重複した場合に、心血管疾患等の発症可能性が高まることから、これらの発症及び重症化の予防の効果を高めるため、栄養指導その他の保健指導は、健康診査の結果から対象者本人が身体状況を理解し、生活習慣の改善の必要性を認識し、行動目標を自らが設定し実行できるよう、個人の行動変容を促すものとする。また、栄養指導その他の保健指導は、個人又は集団を対象として行う方法があり、それぞれの特性を踏まえ、適切に組み合わせて実施すること。個人に対して、栄養指導その他の保健指導を行う際は、その内容の記録を本人へ提供できるよう努めること。また、健康診査の受診者の勤務形態に配慮した上で栄養指導その他の保健指導の時間を確保する等栄養指導その他の保健指導を受けやすい環境づくりに配慮すること。
- 4 健康増進事業実施者は、健康診査の結果を通知する際に適切な栄養指導その他の保健指導ができるように、その実施体制の整備を図ること。さらに受診者の求めに応じ、検査項目に関する情報、健康診査の結果、専門的知識に基づく助言その他の健康の増進に向けて必要な情報について提供又は受診者の相談に応じることができるよう必要な措置を講ずること。
- 5 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導に従事する者に対する研修の実施、栄養指導その他の保健指導の評価に努めること等により栄養指導その他の保健指導の質の向上を図ること。
- 6 健康増進事業実施者は、栄養指導その他の保健指導の実施の全部又は一部を委託する場合は、委託先が栄養指導その他の保健指導を適切に行っているかについて、報告を求める等委託先に対して適切な管理を行うこと。
- 7 地方公共団体、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者は、健康診査の結果の通知等の実施に関し、健康づくり対策、介護予防及び産業保健等の各分野にお

ける対策並びに医療保険の保険者が実施する対策を講じるために、相互の連携(以下「地域・職域の連携」という。)を図ること。

地域・職域の連携の推進に当たり、健康診査の結果等に関する情報(以下「健診結果等情報」という。)の継続、栄養指導その他の保健指導の実施の委託先に関する情報の共有など健康診査の実施、栄養指導その他の保健指導の実施等に係る資源の有効活用、自助努力では充実した健康増進事業の提供が困難な健康増進事業実施者への支援等の観点から有益であるため、関係機関等から構成される協議会等を設置すること。この場合、広域的な観点で地域・職域の連携を推進するため都道府県単位で関係機関等から構成される協議会等を設置するとともに、より地域の特性を生かす観点から、地域単位(保健所の所管区域等)においても関係機関等から構成される協議会等を設置するよう努めること。なお、関係機関等から構成される協議会等が既に設置されている場合は、その活用を行うこと。

協議会等の事業については、参考として次に掲げるものが考えられる。

(一) 都道府県単位

イ 情報の交換及び分析

ロ 都道府県における健康課題の明確化

ハ 各種事業の共同実施及び連携

ニ 研修会の共同実施

ホ 各種施設等の相互活用

ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

(二) 地域単位

イ 情報の交換及び分析

ロ 地域における健康課題の明確化

ハ 保健事業の共同実施及び相互活用

ニ 健康教育等への講師派遣

ホ 個別の事例での連携

ヘ その他保健事業の推進に必要な事項

第四 健康手帳等による健康診査の結果等に関する情報の継続の在り方に関する事項

- 1 健康増進事業実施者においては、健診結果等情報を継続させていくことが受診者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症及び重症化の予防の観点から重要であり、生涯にわたる健康の増進に重要な役割を果たすことを認識し、健康増進事業の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)、地方公共団体において個人情報の保護に関する法律第十一条第一項の趣旨を踏まえて制

定される条例等(以下「個人情報保護法令」という。)を遵守しつつ、健診結果等情報を継続させるために必要な措置を講じることが望ましいこと。例えば、健康増進法第六条に掲げる各法律に基づいた制度間において、法令上、健康診査の結果の写しの提供が予定されている場合には、健康診査の結果を標準的な電磁的記録の形式により提供するよう努めること、又は、健康診査の実施の全部又は一部を委託する場合には、委託先に対して標準的な電磁的記録の形式による健康診査の結果の提出を要請するよう努めること。

2 生涯にわたり継続されていくことが望ましい健診結果等情報は、健康診査の結果、栄養指導その他の保健指導の内容、既往歴(アレルギー歴を含む)、主要な服薬歴、予防接種の種類、接種時期等の記録、輸血歴等であること。

3 健診結果等情報の継続は、健康手帳等を活用することにより、健康の自己管理の観点から本人が主体となって行うことを原則とすること。この場合、将来的には統一された生涯にわたる健康手帳の交付等により、健診結果等情報を継続することが望まれること。一方、各制度の下で交付されている既存の健康手帳等はその目的、記載項目等が異なり、また、健康手帳等に本人以外の個人情報が含まれる場合等があるなど、既存の健康手帳等を統一し生涯にわたる健康手帳等とする場合に留意しなければならない事項があることから、まずは健康増進事業実施者が各制度の下において既に交付し又は今後交付する健康手帳等を活用することにより、健診結果等情報の継続を図っていくこととすること。

4 生涯にわたり健診結果等情報を継続させるための健康手帳等は、ライフステージ及び性差に応じた健康課題に対して配慮しつつ、その内容として、健康診査の結果の記録に係る項目、生活習慣に関する記録に係る項目、健康の増進に向けた自主的な取組に係る項目、受診した医療機関等の記録に係る項目、健康の増進に向けて必要な情報及び知識に係る項目等が含まれることが望ましいこと。また、その様式等としては、記載が容易であること、保管性及び携帯性に優れていること等について工夫されたものであることが望ましいこと。

5 健康増進事業実施者は、健診結果等情報の継続のため、次に掲げる事項を実施するよう努めること。

(一) 健診結果等情報を継続して健康管理に役立たせていくように本人に働きかけること。

(二) 職場、住所等を異動する際において、本人が希望する場合には、異動元の健康増進事業実施者が一定期間保存及び管理している健康診査の結果を本人に提供するとともに異動先の健康増進事業実施者に同情報を提供するように本人に対し勧奨し、又は、個人情報保護法令により必要な場合には本人の同意を得た上で、異動先の健康増進事業実施者に健診結果等情報を直接提供する等健診結果等情報を継続するために必要な工夫を図ること。

第五 健康診査の結果等に関する個人情報の取扱いに関する事項

- 1 健康増進事業実施者は、健康診査の結果等に関する個人情報について適正な取扱いの厳格な実施を確保することが必要であることを認識し、個人情報保護法令を遵守すること。
- 2 取り扱う個人情報の量等により個人情報保護法令の規制対象となっていない健康増進事業実施者においても、健康診査の結果等に関する個人情報については特に厳格に取扱われるべき性質のものであることから、個人情報保護法令の目的に沿うよう努めること。
- 3 健康増進事業実施者は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として、守秘義務規程の整備、個人情報の保護及び管理を行う責任者の設置、従業員への教育研修の実施、苦情受付窓口の設置、不正な情報入手の防止等の措置を講じるよう努めること。
- 4 健康増進事業実施者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督として、委託契約の内容に記載する等により、委託を受けた者に前号に規定する措置を講じさせること。
- 5 健康増進事業実施者は、前号までに掲げた内容を含む個人情報の取扱いに係る方針を策定、公表及び実施し、必要に応じ見直し及び改善を行っていくよう努めること。
- 6 健康増進事業実施者が、個人情報保護法令に従いその取扱う個人情報を公衆衛生の向上を目的として行う疫学研究のために研究者等に提供する場合、あらかじめ当該研究者等に対して、関係する指針を遵守する等適切な対応をすることを確認すること。

第六 施行期日

この指針は、健康増進法第九条の施行の日から施行するものとする。

(施行の日＝平成16年8月1日)

